

北海道居住支援協議会居住支援法人部会設置要綱

（設置）

第1条 北海道居住支援協議会設置要綱第6条第3項に基づき、北海道居住支援協議会居住支援法人部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 部会設置は、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）同士及び関係機関並びに団体との連携強化を図り、もって北海道における住宅セーフティネット制度の浸透や住宅確保要配慮者への支援の充実、居住支援業務の質の向上を図ることを目的とする。

（協議等事項）

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議等を行う。

- 一 居住支援法人同士及び関係機関並びに団体との連携体制の構築及び強化
- 二 居住支援業務に関する課題等の共有及び効果的な対策の検討並びに知識の研鑽
- 三 居住支援法人等の住宅セーフティネット制度の普及に関する取組
- 四 その他居住支援業務に関して必要な事項

（組織）

第4条 部会は、北海道が指定する居住支援法人、市町村居住支援協議会、北海道建設部住宅局建築指導課で構成し、オブザーバーとして北海道関係各課、及び居住支援に関する事業を所管する国等の関係機関が所属する。

（役員）

第5条 部会には、次の役員をおく。

- （1）部会長 1名
- （2）副部会長 1名
- 2 部会長は、会員の互選により定める。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長の指名により定める。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長の不在時に部会長を代行する。
- 6 副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会の運営）

第6条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会は、年3回程度会議を開催するほか、部会長が必要と認めた場合に臨時に会議を開催する。
- 3 部会は、個別の事項を検討、協議するために分会を置くことができる。
- 4 分会の設置、構成団体等については、部会において定める。
- 5 分会の運営については、各分会において定める。
- 6 オブザーバー（別記のとおり）及び会長が必要と認めた別記以外の団体等は必要に応じて会議及

び分会に参加することができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、北海道建設部住宅局建築指導課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の設置に関し必要な事項は、部会において別に定める。

(附則) 施行期日

- 1 この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

(附則) 施行期日

- 1 この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

(附則) 施行期日

- 1 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

(附則) 施行期日

- 1 この要綱は、令和6年8月6日から施行する。

(附則) 施行期日

- 1 この要綱は、令和7年2月21日から施行する。

(附則) 施行期日

- 1 この要綱は、令和7年8月5日から施行する。

(別記)

[構成員]

住宅確保要配慮者 居住支援法人	別紙１のとおり
市町村居住支援協議会	札幌市居住支援協議会 旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会 本別町居住支援協議会 函館市居住支援協議会
北海道	北海道建設部住宅局建築指導課（事務局兼ねる）

[オブザーバー]

北海道	建設部住宅局住宅課 保健福祉部福祉局地域福祉課 保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 総合政策部国際局国際課 環境生活部くらし安全局道民生活課
関係機関	北海道厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 北海道開発局事業振興部都市住宅課 北海道地方更生保護委員会 北海道矯正管区 一般社団法人 全国住宅産業協会

(別紙 1)

指定番号	法人の名称
1	ホームネット 株式会社
3	特定非営利活動法人 シニア賃貸住宅サポートセンター札幌
4	特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター
5	株式会社 JDC
6	株式会社 ラポール
7	特定非営利活動法人 ほっとらんど
8	株式会社 ポロワッカ
10	有限会社 サハスネット
13	有限会社 チョイス
14	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会
15	一般社団法人 家財整理相談窓口
16	エイジフレンドリー 株式会社
17	社会福祉法人 北海道友愛福祉会
18	社会福祉法人 えぼっく
19	株式会社 スタート
21	株式会社 AIMS
24	株式会社 絆メディカルグループ
25	特定非営利活動法人 ハイファイブ
27	株式会社 N・フィールド
28	株式会社 めぐみ企画
32	JMP サンライズ 株式会社
34	株式会社 G U I L D ZERO
35	特定非営利活動法人 ワークフェア
36	株式会社 ケームライン
37	ハウスプロジェクト 株式会社
38	株式会社 3ねんBぐみ
39	一般社団法人 蝦夷サポート協会
40	株式会社 フォーユー
41	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会